

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「我が国社会」を「次代の社会」に改める。

第三条第一項を改め、同条第二項第三号を削る改正規定を次のように改める。

第三条第二項第三号を削る。

附則第二条第二項を削る。

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（附則第五条において「新法」という。）」に改める。

附則第五条中「受給資格その他の」を削る。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、初年度において約三十四億円の見込みである。